

適合証明業務手数料規程 別表 (税込)

別表第1：新築住宅の一戸建て等の手数料額 (優良住宅取得支援制度なし※)

(単位：円)

フラット35 (優良住宅取得支援制度なし※)		建築確認を当機関に申請 する場合	左記以外又は分割申請する場合 (手数料上の分割申請の場合は下段)		
		合計 (一括パック手数料)	合計 (一括パック手数料)		
			設計検査	中間検査	竣工検査
竣工現場検査から引受けるもの	建設評価特例	14,300	14,300		
	長期優良特例 (中間検査別途) 設計評価特例 (中間検査別途)	15,400	15,400		
中間現場検査以降引受けるもの	竣工済特例 (機構承認住宅 (設計登録タイプ))	37,400	70,400		
	竣工済特例 (一般住宅)	56,100	70,400		
中間現場検査から引受けるもの	長期優良特例 (中間検査申請必要) 設計評価特例 (中間検査申請必要)	20,900	29,700		
設計検査から引受けるもの	機構承認住宅 (設計登録タイプ・断熱計算書なし)	26,400	45,100		
			15,400	14,300	15,400
	機構承認住宅 (設計登録タイプ・断熱計算書あり)	29,700	48,400		
			18,700	14,300	15,400
	一般住宅 (中間検査別途・断熱計算書なし)	27,500	30,800		
		15,400	—	15,400	
	一般住宅 (中間検査申請必要・断熱計算書なし)	29,700	45,100		
			15,400	14,300	15,400
	一般住宅 (断熱計算書あり)	33,000	48,400		
			18,700	14,300	15,400

(注) 手数料は一括パック手数料を基本とするが、設計検査から引受けるもので中間検査を別途行うものである場合等は、手数料上の分割申請とすることもできる。手数料上の分割申請を希望する場合は、申請書一面連絡事項欄に「手数料上の分割申請」と記載する。

※) フラット35 S省エネルギー性又は耐久性・可変性に係るもので所管行政庁等が交付した書類のみにより判断できるものを含む。

- 1) 一般住宅 (中間検査別途) で一括パック手数料を利用する場合、万一途中で一般住宅 (中間検査申請必要) に変更となる場合は、取下げ・再申請となる。
- 2) 竣工済特例においては、設計評価特例を併用することはできない。
- 3) 設計検査から引受ける「一般住宅 (中間検査申請必要)」の一括パック手数料は、中間検査を省略しても同一額とする。

別表第2：新築住宅の一戸建て等の手数料額（優良住宅取得支援制度あり）

〔単位：円〕

フラット35S* (金利Aプラン) 及び(金利Bプラン)		建築確認を当機関に申請 する場合	左記以外又は分割申請する場合 (手数料上の分割申請の場合は下段)		
		合計(一括パック手数料)	合計(一括パック手数料)		
			設計検査	中間検査	竣工検査
竣工現場検査から引受けるもの	建設評価特例	14,300	14,300		
	設計評価特例(中間検査別途)	15,400	19,800		
中間現場検査以降引受けるもの	竣工済特例 (機構承認住宅(設計登録タイプ))	50,600	71,500		
	竣工済特例 (一般住宅)	56,100	71,500		
中間現場検査から引受けるもの	設計評価特例(中間検査申請必要)	28,600	35,200		
設計検査から引受けるもの	機構承認住宅 (設計登録タイプ・S断熱計算書なし)	34,100	52,800		
			17,600	15,400	19,800
	機構承認住宅 (設計登録タイプ・S断熱計算書あり)	45,100	60,500		
			25,300	15,400	19,800
	一般住宅 (省エネルギー性及び耐震性の含まれないもの)	45,100	60,500		
		25,300	15,400	19,800	
	一般住宅 (省エネルギー性の含まれるもの)	56,100	71,500		
			36,300	15,400	19,800
	一般住宅 (耐震性の含まれるもの)	62,700	71,500		
			36,300	15,400	19,800

(注) 手数料は一括パック手数料を基本とするが、設計検査から引受けるもので中間検査を別途行うものである場合等は、手数料上の分割申請とすることもできる。手数料上の分割申請を希望する場合は、申請書一面連絡事項欄に「手数料上の分割申請」と記載する。

\* ) フラット35S省エネルギー性又は耐久性・可変性に係るもので所管行政庁等が交付した書類のみにより判断できるものを除く。

- 1) 竣工済特例においては、設計評価特例を併用することはできない。
- 2) 設計検査から引受けるものの一括パック手数料は、中間検査を省略しても同一額とする。
- 3) 省エネルギー性及び耐震性を選択された場合は、耐震性の含まれるものとする。